

規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG

横断的制度分野担当SW「国と地方の規制合理化」 ヒアリング調査票

【ヒアリング項目】	土地利用基本計画の策定・変更について
1. 所管府省庁	国土交通省
2. 根拠法令等	国土利用計画法第9条等
3. 国の地方に対する関与の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、土地利用基本計画を策定・変更する場合には、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得なくてはならない。 国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 <p>(具体的な手続については別添1のとおり。)</p>
4. 当該関与の歴史的経緯(導入経緯等)	<p>昭和49年に、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする国土利用計画法が制定され、適正かつ合理的な土地利用の方向を示すとともに、土地取引規制の基準等となる「土地利用基本計画」制度が設けられた。</p> <p>当該計画は、土地利用の規制に関する上位計画であること等から、その策定・変更に当たって、「内閣総理大臣の承認」を要することとしていたが、平成12年の地方分権一括法の施行により、土地利用基本計画の策定事務が都道府県の自治事務とされたことに伴い、「承認」が内閣総理大臣の「同意を要する協議」に変更された(平成13年の省庁再編に伴い、内閣総理大臣から国土交通大臣に変更)。</p>
5. 当該関与を無くした場合の影響	<p>土地利用基本計画は、都道府県全域を対象とする土地利用に関する唯一のマスタープランであるが、国土利用の将来像を示す長期的な構想である「国土利用計画」を基本として定めることとされており、国土利用の将来像に沿った適正かつ合理的な土地利用基本計画となるよう、調整が必要である。</p> <p>また、土地利用基本計画は、土地利用の規制等に関する上位計画とされているが、</p> <p>土地利用基本計画で定める5地域区分のそれぞれに対応する個別規制法の地域・区域には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定に際しての国土交通大臣への協議・同意 国立公園及び国定公園の環境大臣による指定 <p>などのように国の権限・関与に係るものが多く、両者が矛盾しないようにあらかじめ調整が必要であり、また、</p> <p>国が講じる土地利用の規制に関する措置等は、土地利用基本計画に即することが求められており、国が全国的な観点から講じる措置との矛盾が生じないようにしておくことが必要。</p> <p>さらに、土地利用基本計画の協議は、当該都道府県の地域における各分野の施策の総合調整という機能を果たしている。</p> <p>国への協議を廃止した場合、以上の諸点に重大な支障が生じる。</p> <p>(土地利用基本計画と個別規制法の土地利用計画等との関係は、別添2のとおり。)</p>
6. 当該関与の廃止・縮小についての見解	<p>総合的な土地利用を円滑に進めるためには、土地利用基本計画の策定・変更に係る国との協議は必要であるが、都道府県の負担の軽減等を図るため、資料の電子化や、手続きのオンライン化を進めているところである。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。